

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 10 月後期

(No. 496)

発行年月日：2023 年 11 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125188）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国・フィリピン特許庁、「相互クロス知的財産法・制度教育」を実施
- 2-2 韓国特許庁、「産業財産権診断機関」を追加募集する
- 2-3 韓国特許庁、UAE・サウジなど中東地域で知的財産分野の協力深める
- 2-4 韓国特許庁長がサウジ訪問、現地に進出している韓国製造企業と意見交換を
- 2-5 韓国特許庁、インドネシア知的財産庁向けに知財の研修プログラムを開く
- 2-6 韓国特許庁とサムスン電子、中小・大企業の共生を図るための技術協力に関する説明会を開催
- 2-7 韓国特許庁、カタールと国家 IP 戦略に関する協力深める
- 2-8 韓国特許庁、ディスプレイ分野の特許出願を優先審査対象として指定
- 2-9 韓国特許庁、知的財産政策に関する「青年諮問委員会」を発足

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁の技術警察、意匠権の侵害犯罪の根絶のため啓発活動を展開
- 3-2 韓国特許庁、「模倣品への対応技術ガイド」を作成・公表
- 3-3 韓国特許庁、意匠権侵害の根絶を目指してイベント開き

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓・中特許庁、商標審判に関する協力会議を8年ぶりに再開
- 4-2 韓国特許庁、「第16次ロカルノ国際分類専門家会議」に参加…工業意匠の分類基準を議論

### その他一般

- 5-1 【説明資料】韓国特許庁は清廉契約に関する規定を誠実に守ります
- 5-2 【説明資料】文化日報「特許庁の汚職行為の疑い…弁理士会が抗議集会を」の報道について解明します
- 5-3 【説明資料】世界主要国では特許庁が知的財産政策を行っております
- 5-4 韓国が掃除用ロボットの特許出願件数トップ

### 法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125188）

議案情報システム（2023.10.27.）

議案番号：2125188

提案日：2023年10月27日

提案者：ク・ジャグン議員（国民の力）外9人

#### 提案理由

現行法では、韓国国内外の市場において技術的・経済的の価値が高い技術や、関連産業の成長潜在力が高く海外に流出された場合、国家の安全保障及び経済の発展において重大な悪影響を与えかねない懸念がある技術を、国家コア技術として指定し管理を行っている。

しかし、国家コア技術を保有しているにも対象機関が国家コア技術の判定を受けないか若しくは意図的に回避する場合、該当の技術に対して国家コア技術の判定を受けるようにする法的根拠がなく、国家コア技術及び保有機関の管理にも不備が発生しており、侵害の申告があった場合も対象機関として指定されていない場合には実態調査を行うことができないため、国家コア技術の管理に不備があるとの指摘がある。

また、国家コア技術の対象機関に対する不法な海外買収・合併があった場合には産業通商資源部長官が中止・禁止・原状回復命令を下すことができるが、これに従わなかった場合に対する制裁手段がなく実効性に欠けるとの指摘がある。

したがって、国家コア技術の管理を強化する方策を設けて国家コア技術の海外流出を事前に予防する目的である。

## 主要内容

- イ. 産業通商資源部長官が対象機関に対して当該機関が保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかについての判定を受けるよう通知できる根拠となる規定を設ける（案第9条2の新設）。
- ロ. 国家コア技術の保有機関を登録・管理できる根拠となる規定を設ける（案第9条3の新設）。
- ハ. 国家コア技術の保護措置及び国家研究開発事業の保護管理に関して改善勧告を受けた対象機関がこれを履行しなかった場合、産業通商資源部長官が是正命令を下すことができる（案第13条）。
- ニ. 国家コア技術の流出に関する侵害の申告があった場合、関連機関に対して実態調査を行うことができる（案第17条）。
- ホ. 国家コア技術の判定、保有機関の登録、是正命令に関する業務を行う者に対して守秘義務を課す（案第34条）。
- ヘ. 第9条2に基づく判定申請書類を提出しないか、第9条3に基づく国家コア技術の保有機関の登録申請を行わない場合には、罰金の対象として追加できる（案第39条）。
- ト. 国家コア技術の対象機関の海外買収・合併に対する産業通商資源部長官からの中止・禁止・原状回復の命令を従わない場合、履行強制金を課すことができる（案第40条）。

法律第            号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条の第6項を削除し、同条の第7項を第6項にする。

第9条の2を第9条の4にし、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のようにする。

第9条の2（国家コア技術の該当有無の判定等）

- ① 企業・研究機関・専門機関・大学等は保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかについての判定を産業通商資源部長官に申請することができる。
- ② 第1項の規定に基づく判定申請がなくても産業通商資源部長官は第13条、第15条及び第17条の規定等に基づいて企業・研究機関・専門機関・大学等が国家コア技術を保有すると判断した場合には、該当機関に対して第1項の規定に基づく判定を申請するよう通知できる。
- ③ 第2項に基づく通知を受けた企業・研究機関・専門機関・大学等の長は通知を受けた日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。ただし、正当な理由がない場合には事前に協議して期限を延長することができる。
- ④ 産業通商資源部長官は第1項及び第2項の規定に基づく判定に関して分野別の専門委

員会による検討を求めることができ、関係する中央行政機関の長又は判定申請機関等の長に対して必要に応じて資料提出等の協調を求めることができる。この場合、関係する中央行政機関の長及び判定申請機関の長は特別な理由がなければ、これに協調しなければならない。

- ⑤ 第1項に基づく判定申請の方法及び手続、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続に関して必要な事項は大統領令で定める。

#### 第9条の3（国家コア技術の保有機関の登録等）

- ① 企業・研究機関・専門機関・大学等は次の各号の理由が発生した日から30日以内に国家コア技術の関連事項の登録を産業通商資源部長官に申請すべきである。登録した内容を変更する場合も同じである。

1. 第9条の2に基づいて国家コア技術の該当有無の判断を申請して国家コア技術の該当判断を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」の第11条の第5項及び第6項に基づいて国家先端戦略技術の該当有無の判断を申請して国家先端戦略技術の該当判定を受けた場合
3. 従来の対象機関から国家コア技術を移転され国家コア技術に対する実質的な権利を取得した場合

- ② 第1項に基づいて登録した国家コア技術を保有する対象機関は次の各号に該当する場合、各号の理由に該当することを周知した日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条の第3項に基づいて国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条に基づく国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有していない場合
3. 対象機関が国内法人・企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対する実質的な権利を保有していない場合

- ③ 産業通商資源部長官は第1項の規定に基づく登録及び第2項の規定に基づく登録抹消に関して分野別の専門委員会による検討を求めることができ、関係する中央行政機関の長又は対象機関の長に対して必要に応じて資料提出等の協調を求めることができる。この場合、関係する中央行政機関の長又は対象機関の長は特別な理由がなければ、これに協調しなければならない。

- ④ 第1項に基づく登録方法及び手続、第2項に基づく登録抹消の方法及び手続に関する必要な事項は大統領令で定める。

第13条の題目「(改善勧告)」を「(改善勧告等)」に改め、同条の第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項にし、同条に第3項を次のように新設し、同条の第4項（従前の第3項）中「第1項」を「第3項」に、「改善勧告を」を「是正命令を」に、「改善勧告の」を「命令

の」に改め、同条の第5項（従前の第4項）中「第1項及び第2項に基づく改善勧告及び改善対策の樹立・施行及び第3項に」を「第1項に基づく改善勧告、第2項に基づく改善対策の樹立・施行、第3項に基づく是正命令及び第4項に」に改める。

- ③ 産業通商資源部長官は第1項及び第2項の改善勧告に対して確認・点検を行うことができ、必要であると認める場合には対象機関の長に必要な措置を命ずることができる。

第17条の第3項を第4項にし、同条に第3項を次のように新設する。

- ③ 産業通商資源部長官は第15条の第1項に基づいて侵害の申告があった場合は、関連する内容を検討し、国家コア技術の流出が懸念される場合は、侵害の申告に関連する機関に対して実態調査を行うことができる。

第34条に第2号の2、第2号の3及び第3号の3をそれぞれ次のように新設する。

2の2. 第9条の2に基づき国家コア技術の判定等の業務を行う者

2の3. 第9条の3に基づき国家コア技術の保有機関の登録等の業務を行う者

3の3. 第13条に基づき改善勧告等の業務を行う者

第39条の第1項の各号外の部分にただし書を次のように新設する。

ただし、第6号の場合は国家を除く。

第39条の第1項に第4号から第7号までをそれぞれ次のように新設する。

4. 第9条の2第3項に基づき判定申請書類を提出していない者
5. 第9条の3第1項に基づき国家コア技術の保有機関の登録を申請していない者
6. 第11条の第9項及び第11条の2第11項に基づき産業通商資源部長官からの協調の要請を正当な理由なく拒否した者
7. 第13条の第3項に基づき是正命令に従わない者

第40条を次のように新設する。

第40条（履行強制金）

- ① 産業通商資源部長官は第11条の2第7項及び第9項に基づいて中止・禁止・原状回復等の措置による命令を受けた以降、定められた期間内に履行しない者に対して1日当たり1,000万ウォンの範囲以内で履行強制金を課すことができる。
- ② 履行強制金の賦課・納付・徴収・還付等に関する必要事項は大統領令で定める。ただし、滞納された履行強制金は国税滞納処分の手続に基づいて徴収する。
- ③ 産業通商資源部長官は第1項及び第2項の規定に基づく履行強制金の徴収又は滞納処分に関する業務を国税庁長に委任することができる。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術の保有機関の登録に関する経過措置） この法律の施行前に第9条、

第11条及び第11条の2に基づき国家コア技術の保有機関として確認された対象機関は、この法律の施行日から6か月以内に第9条の3の改正規定に基づき産業通商資源部長官に登録しなければならない。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国・フィリピン特許庁、「相互クロス知的財産法・制度教育」を実施

韓国特許庁 (2023. 10. 16.)

#### 相互進出企業の知的財産能力を高める！

韓国特許庁の国際知的財産研修院とフィリピン特許庁は、互いに進出している企業※を対象に「相互クロス知的財産法・制度教育」課程を10月16日月曜日から10月17日火曜日までオンラインで実施すると発表した。

※韓国進出のフィリピン企業44社、フィリピン進出の韓国企業20社

韓国特許庁は、フィリピン特許庁と協力し、現地に進出している韓国企業はフィリピン特許庁で、韓国に進出しているフィリピン企業は国際知的財産研修院で、互いの知的財産法・制度に関する内容を相互教育することにした。そのため、今年は、オンライン(ZOOM)※を通じて教育を行い、今後それぞれの国に進出している企業を対象にオフライン教育を実施する予定である。

※<https://zoom.us/j/94782678064?pwd=0EtqREUzSW1oUnFNNmNzaGZvYU5UZz09>

韓国の教育課程は10月16日月曜日14時～18時30分まで行われ、韓国の知的財産システムの概要、韓国の特許システムと現況、商標権の概要と登録手続き、韓国の知的財産保護制度などで構成されている。フィリピンの教育課程は10月17日火曜日14時～18時30分まで行われ、フィリピンの知的財産制度、フィリピンの特許登録手続き、フィリピンの知的財産登録事例などで構成されている。特に、互いの国に進出している企業が現地の法・制度を熟知し、知らないうちに発生し得る違法行為を最小限に抑え、不測の損害を防止するのに役立つよう教育課程を構成した。

特許庁は、本教育課程を開設するためにフィリピンとの国際教育協力を強化してきており、今回の相互互恵的な知的財産教育課程を通じて現地で発生し得る知的財産関連の違法行為が最小化し、両国の輸出企業の活動および急増する模倣品による被害が減少するのに役立つことを期待している。

特許庁の国際知的財産研修院長は、「本教育課程が両国現地に進出している企業の知的財産法・制度などに対する遵法意識を高め、企業が知的財産（IP）紛争に積極的に対応できる能力を備える上で役立つことを願う。今後、韓国の輸出企業が海外現地でより活発に企業活動ができるよう、教育対象国を引き続き拡大していく予定だ」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、「産業財産権診断機関」を追加募集する

韓国特許庁（2023. 10. 16.）

### 民間での特許に関する調査・分析の活性化へ

韓国特許庁は、民間での特許に関する調査・分析の活性化を図るために 10 月 16 日月曜日から 27 日金曜日まで産業財産権診断機関（以下、「診断機関」とする）を追加募集すると発表した。

#### 【産業財産権診断機関】

産業財産権に関する総合的な調査・分析を行い、研究開発や事業化の方向や戦略を示すなど法律で定められた機関※として中小企業が研究開発のため診断機関から特許に関する調査・分析を受ければ発生する費用の一部が税額控除※※される。

※発明振興法第 36 条（産業財産権診断機関の指定など）

※※租税特例制限法施行令別表 6 ト目（産業財産権診断機関による特許関連の調査・分析にかかる費用の 25%を控除）

特許庁は「産業財産権診断機関の指定及び運営に関する規定」を制定（2020 年 11 月）し、毎年一定の条件を満たす専門機関を診断機関として追加指定し運営している。

診断機関として指定されれば、韓国特許戦略開発院の特許関連の調査・分析を行う協力機関リストに登録され、関連する支援事業※を行う際に必要な申請手続きなどが大幅に簡素化される。

※韓国特許戦略開発院の知的財産基盤研究開発（IP-R&D）事業

診断機関の指定を希望する機関や技術分野※の追加指定を希望する診断機関は、技術分野別の専門人材、施設や装備などの業務環境、セキュリティシステムなどの条件を満たして産業財産権診断機関の管理システム（biz.kista.re.kr/ipams）で申請書を作成・提出できる。

※電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の 4 つの技術分野

特許庁は申請書を提出した機関を対象に書類審査や現場実査などを行った上、12月末までに審議委員会にて診断機関の追加指定を完了する。

## 2-3 韓国特許庁、UAE・サウジなど中東地域で知的財産分野の協力深める

韓国特許庁 (2023. 10. 23.)

UAEにIP行政サービス、サウジにIP戦略などを伝える

韓国のイ・インシル特許庁長は、10月20日午前9時(現地時刻)、アラブ首長国連邦(UAE)の経済部(Ministry of Economy) アブドゥルラ・アル・サレフ (Abdulla Al Saleh) 次官と知的財産分野の高官級会議を開き知的財産に関する行政サービスをUAEに輸出するMOUを締結することで合意した。また、22日午前10時30分(現地時刻)、サウジアラビアの知的財産庁(以下、SAIP) アブドゥルアズィーズ・アルスワイレム (Abdulaziz ALSWAILEM) 庁長と会議を開き知的財産分野での協力を深めていくことで合意した。

**【韓国特許庁がUAEの新人審査官向けの教育プログラムを実施するなど協力強化へ】**

韓国は知的財産分野でUAEやサウジなど中東地域の国々と深い協力関係を築いている。UAEの場合、2010年包括協力に関するMOU、2014年特許分野の審査代行協力に関するMOUを締結して以降、これまで韓国特許庁の審査官14人がUAEに出向し特許審査を代行しており、2018年にはUAEの特許情報システムの構築を支援した。

今回開かれた高官級会議で両庁は、UAEの新人審査官向けの教育カリキュラム(8週間)と審査官向け能力強化カリキュラム(1週間)など教育・訓練カリキュラムを韓国特許庁が担当して編成・実施することで合意し、これに関するMOUの締結を迅速に進めることにした。また、両庁は、中小・ベンチャー企業への知的財産分野の支援、人工知能などの新技術を活用した審査行政の効率化、子ども・青少年向けの発明教育などさまざまな分野で協力を深める。

**【サウジと知的財産に関する深化協力の業務協約を締結】**

サウジとは2018年包括協力に関する業務協約を締結して以降、知的財産分野で深い協力関係を築いている。2019年からこれまで官民の専門家22人がサウジの知的財産庁に出向しさまざまな協力事業を進めている。

とりわけ、2022年12月には韓・サウジ協力を通じてサウジの国家知的財産戦略(National IP Strategy)を立てる成果を導き、韓国特許庁の職員がサウジの知的財産庁長の諮問官(CEO Advisor)として採用され、サウジの国家知的財産政策を計画・実施するにあたって韓国の経験やノウハウを有効に伝えることが期待される。

今回韓・サウジ首脳会談をきっかけに開かれた特許庁長会議で両庁は、IP金融、国際特許審査、IP教育・訓練、IPエコシステムの構築、特許情報の活用など5大分野を決めて協力を拡大していく内容の深化協力の業務協約を締結した。これにより韓国の知的財産分野に関する行政サービスの輸出が増えるとみられる。

特許庁長は「今回の韓・UAE、韓・サウジの両庁会議をきっかけに韓国の知的財産分野に関する行政サービスの輸出が拡大し中東地域での韓国の影響力が高まることが期待される」とし「今後も特許庁は、オマーン、バーレーンなどの中東地域の国々と協力を拡大して韓国のIPシステムを伝えていく一方で、韓国企業が事業を展開しやすいIP環境を構築できるよう取り組んでいく」と述べた。

#### 2-4 韓国特許庁長がサウジ訪問、現地に進出している韓国製造企業と意見交換を

韓国特許庁(2023.10.24.)

##### 製造企業からのクレームや改善策について話し合い

韓国特許庁長は10月23日月曜日10時30分(現地時刻)、サウジアラビアのリヤドにあるLG電子とシャカーのエアコン生産合弁工場を訪れ懇談会を開き、現地に進出している韓国製造企業から意見を聴取した。韓国とサウジ間で経済協力が深まっている中で両国の友好協力の間でもある合弁工場を訪れて知的財産分野に関するクレームや改善策を話し合った。

LG電子とシャカーのエアコン生産合弁工場は、中東・アフリカ市場をターゲットにLGブランドのエアコンを生産・販売するために2006年設立され、2008年度から稼働している。最近ではロボット化・自動化の生産設備を構築し、サウジをはじめ中東地域の5か国に家庭用・商業用エアコンを生産・販売している。

LG電子・シャカー法人長は「韓・サウジ間の経済協力の象徴でもある同工場が引き続き競争力を高めていくためには新しい技術による成果を知的財産権として保護する必要がある」とし、「政府からの手厚い支援や関心を期待する」と述べた。

特許庁長は「サウジは石油中心の産業構造の多角化を図り未来の成長エンジンを生み出すために『サウジビジョン 2030』を進める中で、知的財産分野においては韓国と協力関係を深めている」とし、「今後もサウジと知的財産分野での協力を高め、現地に進出している韓国企業が知的財産権を有効に獲得・保護できる環境づくりに取り組む」と述べた。

## 2-5 韓国特許庁、インドネシア知的財産庁向けに知財の研修プログラムを開く

韓国特許庁 (2023. 10. 25.)

### インドネシアの知的財産権の担当公務員を招き研修を実施

韓国特許庁長と大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）は、インドネシアに進出している韓国の輸出企業の知財権保護を目的に、10月25日水曜日から28日土曜日までインドネシアで知的財産権の業務を担当する公務員を韓国に招待し研修を行うと発表した。

最近、韓国企業による海外進出が増えている中、商品の冒認出願、模倣品の被害など知的財産にかかわる紛争が相次いでいる。これを受けて特許庁は KOTRA と協力して海外における韓国企業の知的財産権保護のために 2008 年から知的財産権の業務を担当する海外の公務員を対象に招待研修を行っている。

今回の招待研修は、9月8日にインドネシアで開かれた韓国・インドネシア首脳会談と両国の特許庁長会合の事後措置として現地に進出している韓国企業の知財権保護を目的に実施される。

研修はインドネシアの知的財産権侵害の取り締まり業務やそれに関連した行政業務を担当する知的財産局の公務員を韓国に招き、韓国・インドネシアにおける知的財産権の保護・執行に関する発表会、インドネシア向け輸出企業との懇談会や現場訪問などのプログラムとなっている。

韓国・インドネシアにおける知的財産権の保護・執行に関する発表会では、韓国特許庁の知財権保護に関する業務を紹介し、両国における知財権について話し合う。また、両国の特許庁に関する情報を共有し協力拡大を図る。

インドネシア向け輸出企業との懇談会では、現地市場に進出している企業が抱えている知的財産権紛争に関する課題を共有し改善策について具体的に話し合う。

特許庁の産業財産紛争対応課長は「今回の招待研修をきっかけに、インドネシアにおける韓国企業の知的財産権保護に対する現地公務員の関心や協力が高まり、韓国企業のブランド価値を守る環境作りにつながってほしい」と述べた。

## 2-6 韓国特許庁とサムスン電子、中小・大企業の共生を図るための技術協力に関する説明会を開催

韓国特許庁 (2023. 10. 25.)

### 大学・公共研究機関の技術紹介や技術移転を図る

韓国特許庁長は 10 月 24 日火曜日、サムスン電子と韓国特許戦略開発院とともにソウル COEX にて中小・大企業の共生を図るための「ビズ (BIZ) 技術説明会」を開催すると発表した。

説明会は、大学・公共研究機関から特許技術を移転された中小・ベンチャー企業の技術協力と投資誘致の機会を拡大するためである。新技術や新事業の開発を図る 122 社のサムスン電子の協力会社から経営陣や研究員など 140 人が参加する。

大学・公共研究機関による環境配慮型素材、高性能素材・部品、高効率装備に関する特許技術や公共機関の協力を受けた中小・ベンチャー企業による技術 40 件が紹介され、サムスン電子の協力会社とのマッチングを通じて技術協力や投資誘致に関する相談が行われる。

また、サムスン電子が公開している半導体・モバイル・家電などの特許 140 件に関する技術移転について相談が行われる。韓国特許戦略開発院の IP-R&D 支援事業および国家科学技術知識情報サービス (NTIS) 基盤の技術事業化、韓国知識財産保護院の営業秘密保護支援事業などについての説明・相談も行われる。

特許庁のアイデア経済革新チーム長は「大学・公共研究機関による優秀な特許が市場で広く活用できるよう民間と公共機関が協力して技術における需要と供給のバランスが取れる環境を整えていく」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁、カタールと国家 IP 戦略に関する強力深める

韓国特許庁 (2023. 10. 26.)

韓国イ・インシル特許庁長は 10 月 25 日午前 10 時（現地時刻）、カタールの通商産業部（Ministry of Commerce and Industry）ムハンマド・ハッサン・アル・マルキ（Mohammed Hassan Al Malki）次官補と知的財産分野の高官級会合を開き、両国の知的財産分野の主要懸案について話し合い、カタールの国家 IP 戦略など両国の協力課題について議論した。

韓国とカタールは 6 月知的財産分野に関する包括協力の MOU を締結し、両国間知的財産分野における協力関係を強めている。今回の高官級会合で両国は、包括協力に関する MOU に基づいて知的財産分野に関する国家ビジョンおよび目標の設定、知的財産の創出・保護・活用分野に関する国家戦略課題の設定などカタールの国家 IP 戦略について協力していくことで合意し実施のための実務会合を今後開くことにした。

特許庁は以前にもサウジの知的財産庁（SAIP）とサウジ国家 IP 戦略を立て成果を出したことがある。この経験やノウハウを生かしてカタールでも国家 IP 戦略の成果を導くことで両国間の知的財産分野の協力を強めることが期待される。また、五庁（IP5）※の一つである韓国特許庁が持つ IP システムを中東地域へ伝えることで現地に進出している韓国企業にも事業展開しやすい環境が整うと思われる。

※世界の特許出願件数の 8 割以上を占める韓国、アメリカ、中国、日本、欧州の知的財産庁の枠組み（2007 年発足）

韓国特許庁長は「特許庁はこれまでアラブ首長国連邦やサウジアラビアと知的財産分野で深い協力関係を築いてきたが、今回のカタールとの高官級会合によってさらに中東地域で知的財産分野での協力関係を広げることができたと思う」とし、「今後、カタールと国家 IP 戦略を立てることで韓国が強みを持つ IP システムを伝えるとともにそれに関する行政サービスの輸出にも拍車をかける」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、ディスプレイ分野の特許出願を優先審査対象として指定

韓国特許庁（2023. 10. 31.）

### 優先審査対象の先端技術を半導体に次ぎディスプレイまで拡大

韓国特許庁は、韓国国内で研究開発や生産が行われているディスプレイ分野の特許出願を 11 月 1 日水曜日から 1 年間優先審査対象として指定すると発表した。

これは昨年 11 月、先端技術のうち優先審査を受ける具体的な対象および申請期間を特許庁長が決めて公告する仕組みに改正した特許法の施行令に基づく。世界でディスプレイ分野をめぐる特許紛争が激しくなる中で韓国企業が迅速に特許を獲得できるよう支援す

るために、優先審査対象の先端技術分野を半導体に次ぎディスプレイまで拡大した。

具体的な対象は、ディスプレイの素材・部品・装置、製造や設計技術と直接関連する出願※である上、ディスプレイ関連製品、装置などを韓国で生産・生産準備中の企業による出願またはディスプレイ技術に係る国家研究開発事業の結果物に関する出願である。

※ディスプレイ関連技術をほかの分野に応用した [例：ディスプレイ装置を含む車両など] 出願は優先審査の対象とならない

1年前から施行されている半導体分野の優先審査件（2022年11月～2023年10月）の平均処理期間が1.9か月であることを考えれば、韓国のディスプレイ関連企業や研究開発機関などが特許審査にかかる期間※を1年以上短縮できるとみられる。

※ディスプレイ分野の一般審査にかかる平均処理期間：15.9か月（2022年時点）

10月31日に終了される半導体分野における出願の優先審査対象の指定も1年延長される。加えて、優先審査を申請する際に特許分類（CPC）が付与※されていない場合が多く対象になるかどうか判断が難しい点を考えて、従来の半導体関連の特許分類の付与条件が削除される。ディスプレイと同じく半導体の素材・部品・装置、製造や設計技術に直接かかわる出願であれば優先審査の対象となる。

※特許分類が付与されるまで出願日から約1～2か月がかかる

特許庁の特許審査企画局長は「半導体、ディスプレイなどの先端産業は韓国においてコア産業であり国家安全保障にかかわる資産として先端産業の競争力こそが国の競争力につながる」と強調し、「先端産業の競争力確保と技術保護に必要な審査の支援に最善を尽くす」と述べた。

## 2-9 韓国特許庁、知的財産政策に関する「青年諮問委員会」を発足

韓国特許庁（2023.10.31.）

学会・産業界・法曹界などさまざまな分野で活躍する若者が参加

韓国特許庁は10月31日火曜日韓国知識財産センター（ソウル江南所在）にて知的財産政策に青年世代の意見をまとめて反映する趣旨として「特許庁の青年諮問委員会（以下、「委員会」とする）」を発足した。

委員会は、若い世代による政策参加の機会を拡大する政府の国政運営方針を積極的に支援するために新設された。学会・産業界・法曹界などさまざまな分野で活躍する青年を委

員として委嘱し、若い世代の意見や提案をまとめて政策に反映するために韓国カトリック大学経営学科キム・ギチャン教授（世界中小企業学会会長）が委員長として委員会を率いる。

発足式でイ・インシル特許庁長は青年諮問委員に委嘱状を渡し知的財産政策の政策や実行において若い世代の意見が反映されるよう積極的な参加を促した。その後開かれた会議では、特許庁の主な政策課題や若い世代にかかわる政策についての発表や、委員からの意見・政策提案が行われた。

今後、特許庁は定例の委員会会議を開き、新しい政策の紹介やヒアリングを重ねて今後の政策方向について若い世代の考え方や要望を有効に反映していく計画である。

特許署長は「今後の知的財産にかかわる活動を担う若い世代からさまざまな意見を取りまとめ、コミュニケーションを図る上で青年諮問委員会が重要な役割を果たすと期待している」とし、「若い世代が成果や効果を肌で感じられるような実効性の高い知的財産政策を打ち出していきたい」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁の技術警察、意匠権の侵害犯罪の根絶のため啓発活動を展開

韓国特許庁（2023.10.19.）

フェアなコンシューマーになりましょう！

韓国特許庁の技術デザイン特別司法警察（以下「技術警察」とする）は、意匠権の侵害犯罪に有効に対応するため10月18日火曜日から12月7日日曜日まで「デザインの創作活動に正当な対価を支払う『フェアなコンシューマー（Fair-conSUMER）』になろう」という目的の「フェアシューマー」キャンペーンを展開します。

先月技術警察は、韓国国内外のブランド品の衣類や雑貨のデザインを模倣して制作した製品を「自社制作」だと販売した意匠権模倣の犯罪組織を対象に取り締まりを強化した。警察が犯罪の発生を認知し捜査に取り掛かったところ、ブログ上でインフルエンサー（累積訪問者数1,400万人）として活動し模倣品約2万点（真正品価格344億ウォン相当）を製造・販売した会社の代表者（34）を意匠権の侵害犯罪事件として初めて拘束した。今回拘束された者は、これまでSNSを利用して多額を稼ぎ贅沢暮らしをアピールしてきたが、実は他人の創作物を無断で使い模倣品を販売して犯罪収益を取得していたことが

明らかになり多くの人が怒りをあらわにした。このような意匠権の侵害に対する意識が欠けているケースが広がり、多くの創作者の創作意欲を低下させてきた。

特許庁の技術警察は 2019 年 3 月の発足以降、意匠や商標形態模倣の犯罪を起こした者 745 人を立件するなど意匠権の侵害犯罪の根絶に取り組んでいる。しかし、刑事罰が科されるにも犯罪収益から得られる利益が大きく模倣品と知りながらも購入する消費者がいるため、その製造・販売が後を絶たない。刑事罰や取り締まりだけで意匠権の侵害犯罪を根絶するには限界がある。

特許庁で行った不正競争行為や営業秘密の侵害行為の実態調査（2021 年）によると、模倣品を購入する消費者の 16.9%は「正しくない行為だと思っていない」と答え、38.8%は「正しくはないものの法律上問題ないと思う」と答えた。つまり、模倣品の購入者の半数以上（55.7%）が「購入する行為には問題がない」と思っている。

これを受けて技術警察は、知的財産としてのデザインの価値を周知させ模倣品購入に対する消費者の意識を変えるために今回の啓発活動を展開する。

今回の啓発活動は政府イノベーションの一環として文化体育観光部の「国民が参加する政策疎通」事業を通じて若者世代と特許庁の技術警察が協力する。啓発活動は、SNS 上の PR や技術警察の「コピーキャッチャー (Copy-Catcher) ※」キャラクターの制作、芸人やユーチューバーとの PR 映像の制作（予定）、産学研共同のデザイン侵害犯罪への対応に関する学術会議（10 月 30 日）、模倣品の展示会（11 月 1 日～4 日）開催などが行われる。  
※模倣品 (Copy) をキャッチャー (Catcher) するスキルで技術警察の捜査をサポートする猫のキャラクター

特許庁長は「デザインは大切な知的財産としてその創作活動に正当な対価が支払われる価値がある。そのため公正な市場秩序を立てなければならない」とし、「意匠権の侵害犯罪を根絶するためには、技術警察の努力だけではなく消費者の意識も大事だと思う。『フェアなコンシューマーになる』ことを宣言します」と述べた。

### 3-2 韓国特許庁、「模倣品への対応技術ガイド」を作成・公表

韓国特許庁 (2023. 10. 23.)

先端技術で模倣品防止の対策を！

韓国特許庁は 22 日、韓国企業が国内外で起こる模倣品による被害を防ぎ最小限に抑えるよう、行政活動の一環として「2023 模倣品への対応技術ガイド」をまとめたと発表した。

最近国内外で広がっている模倣品による被害を減らすために、さまざまな対応技術が発展しつつある。しかし、模倣品への対応技術に対する意識や活用方法に関する情報が不十分であるため、多くの企業が製品の保護のためその技術を活用するには困難があった。

模倣品への対応技術は、真正品と模倣品の見分け、真正品のトレーサビリティ、真正品の偽造や変造の防止など大きく 3 つに分ける。ガイドは企業自ら自社製品に模倣品への対応技術を導入して模倣品の流通に対応できるよう説明している。

第 1 章では、技術を導入する際に考慮すべき評価要素※、ガイドを活用する際の注意事項などをまとめている。

※①技術導入の容易性、②判定の信頼性、③使用の便利性、④活用性、⑤拡張性

第 2 章では、最近の模倣品への対応技術の動向に基づいて技術タイプ別の特徴、長所・短所、適用事例および産業分野の推奨などが詳しく説明されている。

#### 【模倣品への対応技術の現況】

技術タイプ	内容
① ネットワーク認証	遠距離リモート認証システム (RFID)、近距離無線通信技術 (NFC)、バーコード、QR コード、e シール、磁気ストライプなど
② 真正品識別ラベル	ホログラム、封印、ファブリックラベル、タグ、二重印刷ラベルなど
③ 偽造防止印刷	UV・赤外線インク、磁気インク、ウォータープリンター、セキュリティ用紙など
④ 隠れ型真正品表示	ナノ技術を活用した文書、特殊パターン、DNA コーディング、特殊粒子など
⑤ ブロックチェーン	取引データをユーザー同士で共有・承認
⑥ デジタルメディアの複製防止	デジタル著作権管理 (DRM)、自動コンテンツ認識技術など

最後の章では、韓国企業が模倣品への対応技術を実際に自社製品に導入できるよう公共・民間業者（模倣品への対応技術を保有する 12 社）を紹介している。

特許庁産業財産紛争対応課長は「海外で韓国ブランドの模倣品が増えてしまうと、輸出企業のみならず韓国経済に大きなダメージになり得る」とし、「韓国企業が今回まとめたガイドを活用して模倣品対応への懸念を減らし輸出の拡大に取り組んでほしい」と述べた。

ガイドは30日から特許庁、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）、韓国知識財産保護院のウェブサイト※で公表される。また、国立中央図書館、国家記録員、国家図書館などでも閲覧できる。

※①特許庁（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）>冊子/統計>その他刊行物 ②大韓貿易投資振興公社（KOTRA）海外市場ニュース（[www.dream.kotra.or.kr](http://www.dream.kotra.or.kr)）>ニュース>グローバルイシュー・モニタリング ③韓国知識財産保護院・知識財産保護総合ポータル（[www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr)）>資料室>IP-DESK

### 3-3 韓国特許庁、意匠権侵害の根絶を目指してイベント開き

韓国特許庁（2023.10.26.）

特許庁の技術警察、「意匠権侵害の犯罪への対応強化に関する学術会議」や「模倣品博覧会」などを開催

韓国特許庁の技術デザイン特別司法警察（以下、技術警察）は、意匠権侵害の犯罪を根絶するために10月30日月曜日ソウルELタワーにて「意匠権侵害の犯罪への対応強化に関する学術会議」を、11月1日水曜日から4日土曜日まではソウルCOEXにて「模倣品博覧会」を開催すると発表した。

今回の学術会議と博覧会は、知的財産としての意匠権の価値を広く伝え工業デザイン界、学界、法曹界や政府関係各所が意匠権侵害の犯罪への対応策づくり協力する目的である。イベントは事前の参加申込なしに誰もが無料で参加できる。

【意匠権侵害の犯罪への対応強化に関する学術会議（10月30日）：意匠権侵害の犯罪への対応策について話し合い、フェアコンシューマー（Fair-conSUMER）キャンペーンをPRする】

学術会議では、梨花女子大学イ・ウンジョン兼任教授が「意匠権侵害の犯罪への意識改善の必要性」、デザイナー出身のソ・ユギョン弁護士が「意匠権侵害の犯罪への刑事法的対応」、株式会社アイコニックスのテ・イェチャン氏が「意匠・商品の模倣犯罪に関する産業界の立場」などについて発表する。

また、「デザインの創作活動に正当な対価を払う『フェアなコンシューマー (Fair-consumer)』になろう」という目的の「フェアコンシューマー (Fair-consumer)」キャンペーンを紹介し、各界から参加した代表者がリードして「自分から、フェアなコンシューマーに！」と宣言するチャレンジが行われる。今回のキャンペーンは政府イノベーション活動の一環として文化体育観光部による「国民が参加する政策疎通」事業を通じて若者世代と特許庁の技術警察が協力して10月18日水曜日から12月17日曜日までを実施期間と決めて進めている。

フェアコンシューマー宣言のチャレンジには公正取引委員会、文化体育観光部、検察庁、警察庁など関係各所と韓国デザイン学会、韓国知識財産保護院、韓国知識財産研究院などの関係機関が参加する。

【模倣品博覧会（11月1日～11月4日）：意匠権侵害の有無の判断方法の紹介や意匠権侵害商品の体験などが】

模倣品博覧会は特許庁主催の「韓国知識財産大展」の一部スペースにて行われる。博覧会では意匠権保護法や不正競争防止法の観点から専門家でない人でも意匠権侵害の有無を判断する方法をわかりやすく紹介し、多くの参加者が意匠権を侵害して制作された商品を直接使用してみる体験ができる。

また、意匠権侵害の有無に関するクイズやフェアコンシューマー宣言のチャレンジに参加すれば景品がもらえるイベントが行われる。ほかにも技術警察と韓国知識財産保護院の「知識財産侵害のワンストップ相談センター」から専門相談員による意匠権侵害に関する相談サービスを受けることができる。

特許庁長は「みんなが意匠権侵害や商品形態模倣の行為がデザイナーの創作意欲を低下させ、中小企業の成長機会を奪う犯罪行為であることを意識すべきだ」とし、「特許庁は健全かつ公正な工業デザイン産業の環境作りに向けて積極的に取り組む」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 韓・中特許庁、商標審判に関する協力会議を8年ぶりに再開

韓国特許庁（2023.10.19.）

商標権保護の強化や意識向上に向けた協力の必要性に合意

韓国特許庁は10月18日水曜日午後2時30分(現地時刻)中国北京で中国特許庁(CNIPA)と商標審判分野の局長級会議※を開き、商標審判分野の懸案や今後の協力などについて議論したと発表した。

※両国の首席代表：(韓国) 特許審判院首席審判長 / (中国) 商標審判局副局長

韓中間の商標審判分野に関する協力会議は2015年以降8年ぶりに再開され、両国の商標審判分野の懸案や実務などを話し合うため、中国市場に参入する韓国企業の商標権がより有効に保護される基盤になると期待される。

中国は韓国の最大の貿易相手国として2021年時点、韓国企業の中国内での商標権の出願件が約1万8,000件と最も多く、韓国企業がかかわる商標権紛争の件数も最も多いため、韓国企業による中国市場への参入を支援するためには知的財産保護の分野において深い協力が求められる。

両国は文化的類似性や貿易規模の拡大などを鑑みて商標権保護のための協力の重要性が高まることに合意し、有名な商標の冒認出願など悪意の商標登録に関する審判実務の共有、両国の商標審判の手続きや制度比較など幅広く議論した。

また、両国特許庁は商標審判分野の協力強化の必要性に合意し、定例会議の開催、商標審判に関する統計資料の共有などの協力課題を引き続き話し合うことで合意した。

韓国特許審判院長は「海外における商標権紛争に有効に対応するには、相手国の法律・制度のみならず、審判実務の進め方などを理解することが大事だ」とし、「今後も中国と商標審判分野における協力関係を築き、議論した内容を韓国企業と共有するなど韓国企業が中国で起こる商標権紛争に有効に対応できるよう支援する」と述べた。

#### 4-2 韓国特許庁、「第16次ロカルノ国際分類専門家会議」に参加…工業意匠の分類基準を議論

韓国特許庁 (2023. 10. 20.)

配膳・デリバリーロボット、意匠の国際分類に含まれるか

韓国特許庁は20日、10月23日月曜日から10月26日木曜日までスイス・ジュネーブで開かれる「第16次ロカルノ国際分類専門家会議※」に参加すると発表した。韓国をはじめ中国、フランスなど多くの加盟国が参加して意匠の国際分類の主題について議論する。

※ロカルノ国際分類専門家会議：2年ごとに工業意匠の物品の国際分類を定めるためにロカルノ協定に加盟している締約国の専門家が参加しロカルノ分類の改正事項を決める

【参考】ロカルノ分類（LOC, Locarno Classification）

工業意匠の物品を用途・機能、形態別に一定の体系によって分類してもので計32のクラスで構成される。出願された意匠と類似の先行意匠を調査する特許庁の審査委段階で類似範囲を設定し類似するか否かの判断資料である。韓国は2014年から公式の分類として採用している。

会議では現在適用されているロカルノ分類の第14版の修正や追加事項について加盟国と世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局が提出した提案が議論され、312件の議題のうち韓国は27件を事前提出した。

特許庁は、韓国企業の世界市場での競争力強化などを考えて成長可能性が高いとみられる産業にかかわる物品を調査し議題の内容として決めた。とりわけ、コロナ禍以降広く普及している配膳ロボット・小型無人デリバリー車両（デリバリーロボット）、韓国美容のブームからカスタマイズした肌診断機、マッサージ市場の成長からマッサージベッド・マッサージ枕などに関する名称を追加に提案した。

また、国際分類に関して出願人側から混乱を招きやすいとの意見があったペット用の物品（30類）および包装用の物品（9類）などについては名称の検討が行われ、国際分類の統一性を高めるための議題も提案した。

今回の会議結果から新しい改正版（第15版）が作成され2025年以降発行される予定である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「分類基準が定まっていない物品に関する名称の追加提案などを行うことで韓国企業による海外市場への進出をサポートし、韓国企業の強みを生かせる提案をしていく」と述べた。

## その他一般

5-1 【説明資料】韓国特許庁は清廉契約に関する規定を誠実に守ります

韓国特許庁（2023.10.19.）

### 【報道内容】

2023年10月18日水曜日 JTBC の「特許庁、企業から賄賂を受け取り 125 億ウォン規模の契約維持」の報道で、賄賂を渡した企業とは即時に契約を解除する規定があり、その件に関する監査の結果が報告されたが、特許庁は契約を維持していると報じられた。

### 【特許庁の立場】

特許庁は不正の事実確認後、即時に当該の先行調査企業 2 社と清廉契約義務の違反により 2023 年 10 月 6 日、商標調査分析の事業に対する契約を解除しました。

特許庁は監査院の監査結果により清廉契約の規定を誠実に守り、当該企業と契約を結んでいるほかの事業に対しても監査に影響があるかどうかについて法律上の検討を行っています。

また、検討結果により特許や意匠の審査支援の事業に対しても国家契約法に基づき公正かつ透明に対応していきます。

## 5-2 【説明資料】文化日報「特許庁の汚職行為の疑い…弁理士会が抗議集会を」の報道について説明します

韓国特許庁 (2023. 10. 22.)

### 【報道内容】

2023 年 10 月 20 日金曜日、文化日報の「特許庁の汚職行為の疑い…弁理士会が抗議集会を」の報道で

- ① 先行技術調査機関 A 社、2021 年から 2022 年までは特許庁からの受注がなかったものの、今年元特許庁職員 8 人を採用した以降、2 億 5,000 ウォン規模の仕事を受注
- ② 元特許庁出身が代表者の B 社、2022 年の品質評価で「不備あり」の判定を受けたものの、今年受注額が 3 億 5,000 万ウォン増加
- ③ C 社、2022 年元特許庁職員が調査チーム長として着任した以降 3 億 5,000 万ウォンの仕事を受注
- ④ D 社と E 社、元特許庁出身が代表として任命されてから 1 年で特許庁指定の専門機関として登録

### 【特許庁の立場】

- ① A 社に元特許庁職人 8 人が入社した時期は 2022 年から 2023 年であり、当該機関は 2020 年から韓国国内における商標調査分析の業務を行っていたため、2021 年から 2022 年まで受注がなかったという報道は事実ではありません。

- ② B社が「不備あり」の判定を受けた品質評価は、特許庁の先行技術調査事業ではなく、出願人向けの「優先審査対象の先行技術調査」に関するものです。また、優先審査対象の先行技術調査は2024年1月1日をもって廃止となります。
- ③ C社は2022年8月に所定の評価をクリアしており、受注件に関しては該当の調査チーム長が入社する前に決められていました。
- ④ 調査専門機関の登録は申請手続きから3か月以内に登録が決定されるため、元特許庁出身の代表者とは一切関わっていません。

先行技術・先行商標調査は知的財産に関する専門性が求められる分野であるため、各専門機関の判断や必要性によって調査員の採用が行われたと思われま。特許庁は、調査専門機関の採用には一切関わっておらず、今後も公正かつ透明に調査事業を運営していきます。

#### 5-3 【説明資料】世界主要国では特許庁が知的財産政策を行っております

韓国特許庁 (2023.10.27.)

##### 【報道内容】

2023年10月25日水曜日、毎日経済の「大韓弁理士会、IP政策などを産業通商資源部へ移管することを求める集会を開き」の報道で、大韓弁理士会が「アメリカなど世界主要国では特許庁が国家知的財産政策を総括していない」とし、「弁理士の管理・監督の権限や国家知的財産政策の業務を産業通商資源部へ移管すべきだ」と主張していると報道。

##### 【特許庁の立場】

「アメリカなど世界主要国では『特許庁』が国家知的財産政策を総括していない」という弁理士会の主張は事実ではありません。アメリカ・中国・英国などの主要国でも「特許庁」が知的財産政策の業務を担当しており相当の専門性を持っています。

また、1999年以前は弁理士の管理・監督の業務を産業通商資源部が担当しましたが、弁理士法の立法の趣旨や弁理士の業務領域などを総合的に検討して国家産業財産権の制度・政策運営の効率を最大化するために、特許庁がその業務を担当するよう改善されました。

特許庁は知的財産業務の主管庁として1977年開庁以来、専門性に基づいて国家知的財産政策を担当しており、今後とも技術覇権の確保や世界3大知的財産権強国への跳躍のために知的財産政策をさらに強化していきます。

世界の掃除用ロボットの特許出願件数、10年間年平均36.9%成長

#最近、AI制御技術の進化を受けて掃除用ロボット市場が急成長している。世界の掃除用ロボット市場は2022年約7.6兆ウォン(56.5億ドル)から年平均23.4%増加し2030年には40兆ウォン(298.2億ドル)規模に達するとみられる。これを受けて掃除用ロボット市場をリードするための技術開発が活発に行われている。

\* Grand View Research, “Robotic Vacuum Cleaner Market Size ...”, 2022. 11.

世界の掃除用ロボット関連の特許出願件数がここ10年間年平均36.9%ずつ増加しているなか、韓国の出願件数が全体の35.8%を占めトップとなっている。

【世界の掃除用ロボットの特許出願件数、ここ10年間年平均36.9%増加】

韓国特許庁が五庁(IP5:韓国、アメリカ、中国、EU、日本の特許庁)に出願された世界の掃除用ロボットの特許を分析したところ、2011年には53件にとどまっていた出願件数が10年で36.9%増加し、2020年には894件に達している。とりわけ、ここ5年の平均増加率は51.7%と出願件数増加のスピードが速まっていることがわかった。

【国別の特許出願の動向:韓国が35.8%と当面トップの座を維持できるとみられる】  
国別の出願件数の割合をみると、トップの韓国が35.8%(1,321件)と最も多く、中国が35.7%(1,317件)と2位を占めている。次に3位がアメリカ12.8%(473件)、4位が日本4.5%(167件)、5位がドイツ3.3%(120件)となっている。

ここ10年間の年平均増加率をみると中国が91.9%とトップであり、韓国が39.6%と2位を占めている。しかし、ここ5年間の年平均増加率は中国(55.1%)を抜いて韓国が67.1%となっているため当面は韓国がトップの座を維持するとみられる。

【主要出願人:LG電子は1位、サムスン電子は3位を占め技術開発をリードしている】

主要出願人には韓国のLG電子(26.6%、980件)の件数が最も多く、2位はアメリカのアイロボット(5.4%、198件)、3位韓国のサムスン電子(5.2%、193件)、4位スウェーデンのエレクトロラックス(3.0%、111件)、5位中国のアミクロ(2.3%、86

件) となっている。とりわけ、LG 電子の場合全体の 26.6%を占め 2 位との差が大きく広がっている。ほかにも韓国のネイバー (0.3%、11 件) が 38 位、韓国電子通信研究院 (0.3%、10 件) が 43 位と出願件数が多いことがわかった。

【出願人の分類別の動向：企業が日常生活に密接な関わりのある技術開発をリードしている】

掃除用ロボット分野の全体の特許出願件数で企業は 92.1%を占め割合が大きく、大学による出願 3.6%、個人出願 3.4%、公共分野による出願 0.9%となっている。この出願は商用化されている製品に採用された技術であり、多くの企業が技術開発に取り組んでいることがわかった。

特許庁の知能型ロボット審査課長は「掃除用ロボットには精密製造業の技術と AI 制御に使われる情報技術の融合が必要だが、韓国はいずれの技術においても強みをもっている」とし、「韓国企業による技術進化によって家事労働からの開放という可能性を広げるよう、特許庁が高品質な特許審査のみならず特許情報を適時に提供するなど支援していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム